

香川県報



号外2

平成18年

10月17日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

規則

●かがわ総合リハビリテーションセンター規則の一部を改正する規則

（障害福祉課）

一

●香川県国民健康保険調整交付金条例施行規則の一部を改正する規則

（医務国保課）

規則

かがわ総合リハビリテーションセンター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第九十号

かがわ総合リハビリテーションセンター規則の一部を改正する規則

かがわ総合リハビリテーションセンター規則（昭和六十一年香川県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第九条中「利用料金」との下に、「〔病室使用料〕とあるのは「病室の利用料金」とを加える。

別表2を次のように改める。

2 肢体不自由児施設及び病院の使用料及び手数料

肢体不自由児施設及び病院の使用料及び手数料については、香川県立病院の例による。この場合において、入院料に加算する病室使用料は、次の表の区分に応じて、同表に定める一日当たりの金額によるものとする。

区 分	一日当たりの金額
病室 一人室	3,465円

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

香川県国民健康保険調整交付金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第九十一号

香川県国民健康保険調整交付金条例施行規則の一部を改正する規則

香川県国民健康保険調整交付金条例施行規則（平成十七年香川県規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第六項」を「第七項」に改める。

第六条第二号中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、「食事療養」の下に「及び生活療養」を加える。

附則第二項の見出しを「（普通調整交付金定率分の額の算定の特例）」に改め、同項中「平成十七年度」の下に「から平成十九年度までの各年度」を加える。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の第四条第二項及び第六条第二号の規定は、平成十八年十月一日から適用する。

2 平成十八年度分の特別調整交付金に係る改正後の第六条第二号の規定の適用については、同号中「保険外併用療養費」とあるのは、「保険外併用療養費、特定療養費」とする。

平成十八年十月十七日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています